

# 第1章 計画の策定

## 1 策定の趣旨

広島県では、「循環型社会<sup>1</sup>と低炭素社会<sup>2</sup>の一体的実現」に向けた取組を、県民、事業者、NPO等の関係団体及び行政等の各主体が連携・協働して進めていくため、平成28年3月、「第4次広島県廃棄物処理計画」(以下「第4次計画」という。)を策定し、廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んできました。

その結果、産業廃棄物の排出量の削減等については、令和2年度の目標達成が見込まれるなど一定の成果がありました。一般廃棄物の排出量の削減等については、目標達成が困難な状況にあります。

廃棄物問題が深刻化した平成初期からの長期トレンドをみると、一般廃棄物、産業廃棄物のいずれも長期的には再生利用が進んできていますが、近年は横ばい傾向であり、改善の余地が小さくなっている状況です。

こうした中で、世界的な資源・エネルギー需要の増大やSDGs<sup>3</sup>などを背景に、自国の経済モデルを循環型に転換する政策を打ち出す国が増えており、循環経済(サーキュラー・エコノミー)への関心が高まっています。また、AI<sup>4</sup>/IoT<sup>5</sup>などのデジタル技術の進展は、社会活動・経済活動に大きな影響を及ぼすことが想定されています。

また、大規模災害の頻発化に伴い災害廃棄物が発生することや、新型コロナウイルス感染症の拡大によるごみ排出量の変化及び衛生的な廃棄物処理体制の確保、国際的なプラスチック輸入規制など、社会情勢の変化によって生じる廃棄物関連の課題は枚挙にいとまがありません。

循環型社会の実現を目指すに当たっては、今後とも、廃棄物の減量化・リサイクルの推進や処理施設の確保、不法投棄をはじめとする廃棄物の不適正処理への対応などについてこれまでの取組を継続するとともに、社会環境の変化に伴う新たな課題への適切かつ柔軟な対応が求められています。

とりわけ、今後はターゲットを明確化しながら、デジタル技術を活用することなどにより、資源循環サイクルを拡大し、また、廃棄物の不適正処理を防止し、安全に処理できる体制を強化することで、資源循環サイクルを支えることにより、天然資源の消費が抑制された「循環型社会」の実現に向けた取組を進めることが重要です。

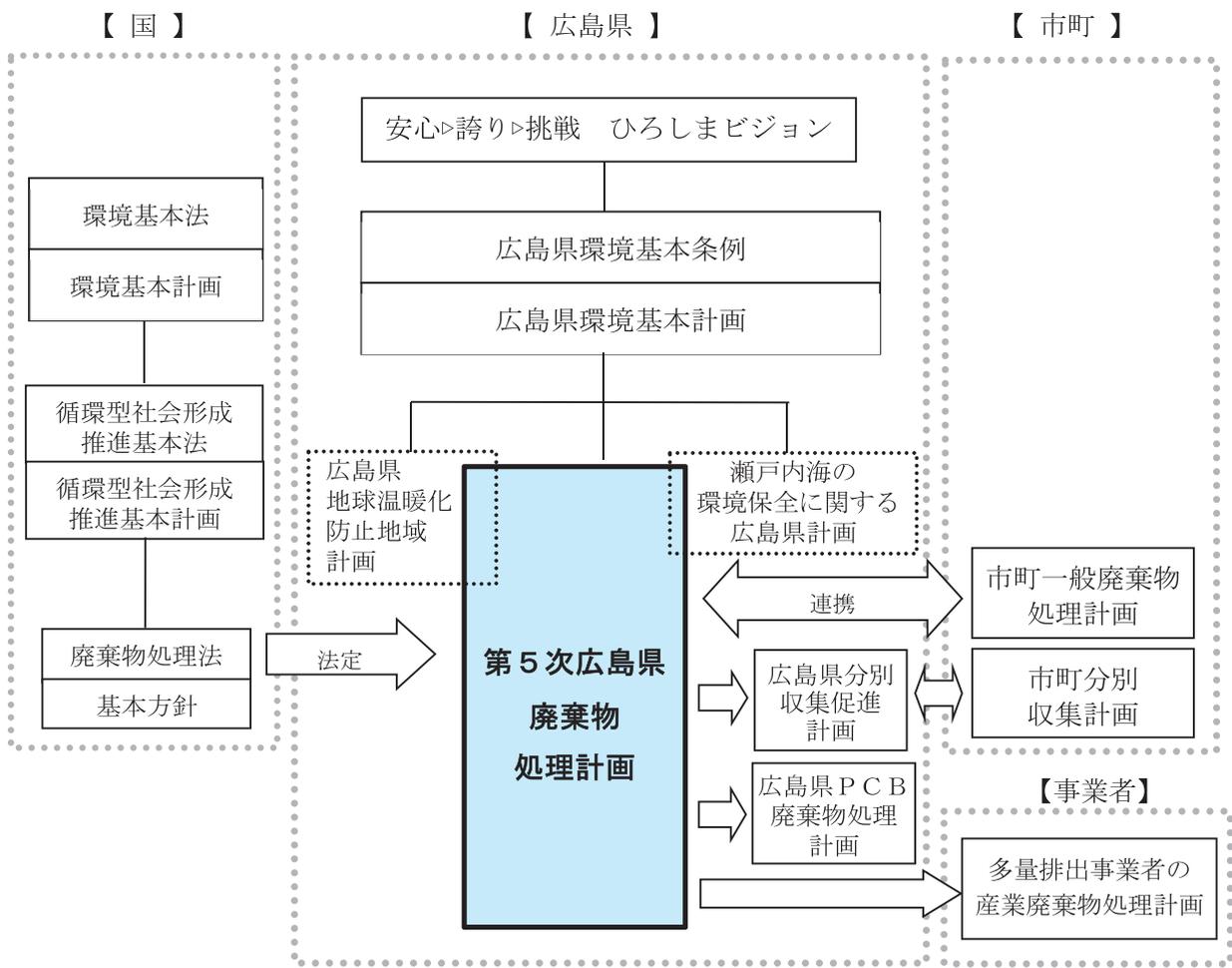
取組を進めるにあたっては、県民、事業者、NPO等の関係団体及び行政等の各主体が連携・協働して取り組むことによって相乗効果を発揮することが大切です。

こうした状況を踏まえ、第4次計画におけるこれまでの取組を評価した上で、関係法令の改正の動向や国の方針などを注視し、上位計画である広島県環境基本計画の下で循環型社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、第5次広島県廃棄物処理計画(以下「第5次計画」という。)を策定しました。

- 1 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
- 2 低炭素社会：二酸化炭素等温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。
- 3 SDGs：Sustainable Development Goalsの略。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(2015年9月に国際サミットで採択)。17のゴール・169のターゲットから構成。
- 4 AI：Artificial Intelligence(人工知能)の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
- 5 IoT：Internet of Thingsの略。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品までさまざまな「モノ」をつなげる技術。

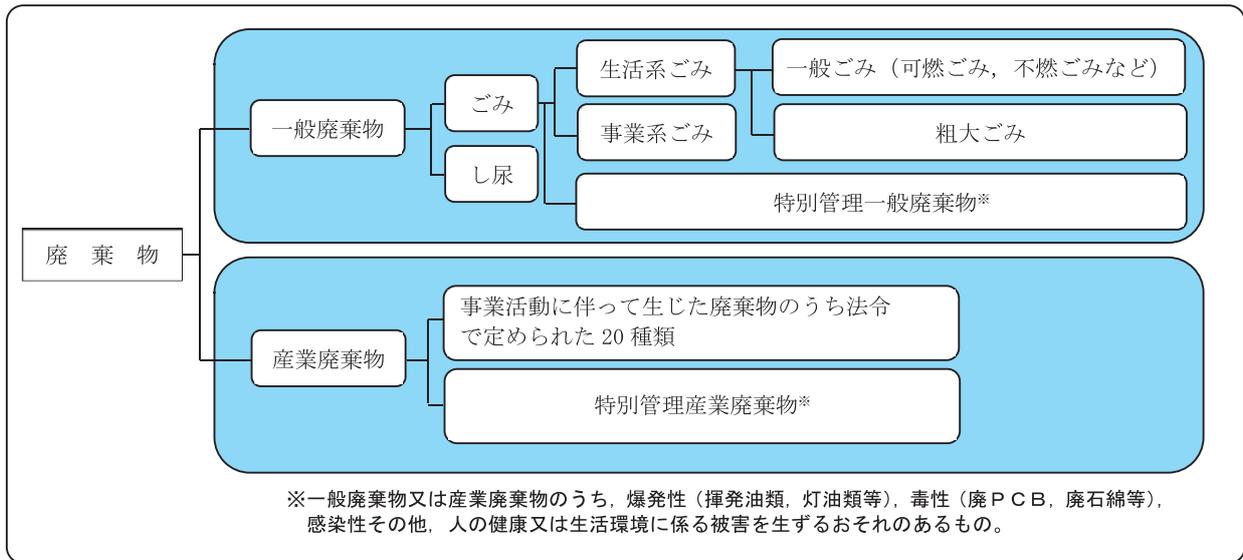
## 2 計画の位置付け

- この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づく法定計画です。
- 廃棄物処理法第5条の2に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即したものであり、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）や各種リサイクル法の趣旨を踏まえたものです。
- また、広島県環境基本計画に掲げた循環型社会の実現を図るための、本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、県民・排出事業者・廃棄物処理業者・関係団体・市町・県がそれぞれの役割を果たし、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理を推進する指針とします。



### 3 計画の対象

この計画は、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物を対象とします。



### 4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、令和7年度を目標年度とします。

### 5 廃棄物処理計画と市町計画との関係

- 市町は、廃棄物処理法により、区域内の一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努める責務を負っています。このため、市町は、一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理計画や、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく分別収集計画を策定し、一般廃棄物の処理やリサイクルなどに取り組むこととされています。
- 県が策定する廃棄物処理計画は、市町がこうした取組を計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示すものです。